

令和5年度第2回障害者施策推進協議会(11.22)委員意見に関する反映状況一覧

資料3

No	項目	発言の要旨	計画への反映方針	該当P
1	全般	やたら減多に外来語とか、訳字が多い。インクルーシブとか、一般の人が読んでわかるはずがない。これは当然そういう用語の解説とか、県民とか市民が読んでわかるような言葉の表現を書かないと、市民と離反したような計画になって、誰もわからないと率直に感じる。	改めて全ページにわたり確認し、平易な表記に努めました。 また、各ページ下に、用語の解説を付記しました。	
2	全般	障がい者のウェルビーイング、幸せか、この人のために何か移せる存在感があるということがものすごく人間としての価値だと思っているので、そういう視点も含めて考えてほしい。	今後の事業実施にあたって参考といたします。	
3	計画の基本目標	計画の基本目標「障がい者活躍日本一の実現」という、従来のいわゆる「雇用率日本一の実現」からこういう形に振り替えているが、活躍日本一というと漠たるものであり、やはり雇用率日本一というそこを進めていかないと少し焦点がぼけるんじゃないか。	一般就労が可能な障がい者に限らず、福祉的な就労、あるいは就労以外の社会参加のあり方等、それぞれの特性に応じた支援も大事であると考えています。 雇用率日本一に加え、いくつかの指標も組み合わせて総合的に評価して、障がい者が活躍できる社会づくりを進めたいと考えています。	P19
4	基盤づくり	第3章について、2節が福祉と思うが、ここに「福祉」という言葉がないので、「福祉」という言葉を入れていただきたい。福祉は障害福祉課が担っており、一番ここが計画のメインなので、どこかに福祉という言葉が入って、一般の人が見て、ここは福祉のことが書いているな、とわかるようにしていただければ。	第2節を以下のように修正します。 身近な地域で心豊かに暮らせる基盤づくりの推進 →身近な地域で心豊かに暮らせる福祉の基盤づくり	P28
5	基盤づくり (相談支援体制)	「自立支援協議会の機能強化」とあるが、サービス管理責任者更新研修の際、参加者の中に自立支援協議会を知らない人がたくさんいた。施設の職員は知らない人が多いので、強化するのだったらアピールしたほうがいいのではないか。	主な取組にある「相談支援従事者初任者研修や現任研修」をはじめ、様々な研修会で協議会に関する制度等を周知していきます。	P32
6	基盤づくり (在宅サービス)	「共生型サービスの実施を推進します」のところで、共生型サービスというのは、共生型サービスとしてみなされるものはこれこれと範ちゅうが決められているので、障がい者も高齢者も共に利用できるという考え方はすごくありがたいが、この範ちゅうにないところは例外として認められませんかという流れになっている。できれば、共生型サービスの考え方を具現化しますとか、例外のないという文面に変更とかは難しいか。	施策の方向を下記のとおり修正します。 市町村等と連携して、障がい者も高齢者もともに利用できる共生型サービスの実施を推進します。 →障がいや介護といった枠組みにとらわれず、多様化する福祉ニーズに対応できるよう、共生型のサービス提供に努めます。	P33

令和5年度第2回障害者施策推進協議会(11.22)委員意見に関する反映状況一覧

資料3

No	項目	発言の要旨	計画への反映方針	該当P
7	成果目標 (福祉施設からの地域生活移行)	国の指針どおりというわけではなく、もう少し目標達成可能な率に下げることができないものか。	障害者総合支援法第89条により、基本方針に即して、障害福祉計画を定めるものとされています。	P36
8	成果目標 (精神科病院からの地域生活移行)	入院患者の退院率について、退院率を増やせ、3ヶ月以内、1年以内を増やせというが、統合失調症だとか認知症の方を除くと、ほとんどみんな達成している。国は精神科の病床を減らす目的でこの数字を出しているのであって、障がい者の本当の自立とか、社会、地域生活の定着を目指す施策のためにこの数字が出ているのではないと思う。この数字をもうちょっと考え直さないと。病気別疾患別に分けて欲しい。	国の基本的な指針により、目標値の設定(項目、数値含む)が定められているところです。施策の推進については、できる限り現状を分析のうえ、実施していきます。	P36
9	基盤づくり (障がい児支援)	特別支援学校を卒業する生徒について、定着支援という形で、どうしても生徒の一人一人の個性があるので、マッチングをして、ずっと行ってでなく、職場で働けるような形を目指すような取り組みを。	今後も引き続き、キャリア教育の充実を図り、生徒の個性や願いに沿った卒業後の進路の決定を進めていきます。また、就労後の定着支援についても、本計画に記載されているとおりに進めていきます。	P38
10	基盤づくり (障がい児支援)	「在宅で医療的ケア児を介護する家族の就労等を支援」について、保育園等就園に関して医療的ケア児の部分を入れていただけたら。看護師さんがいらっしやらないと通園通学できないという問題があるので、どこかに看護師配置の部分ができるような文言があるとありがたい。	主な取組に以下を追記します。 ○保育所等における医療的ケア児受入れのための看護師の配置等の体制整備	P39
11	基盤づくり (情報・コミュニケーション)	盲ろう者通訳介助員養成研修について、今年の参加者は3名であり、通訳介助員になる人は1人いるかいらないか。本当に養成する気があるんだったらきちんとしないと。個別の一对一の支援がないと、本当の福祉というか、地域で住みたいと言ってもかなわないというところがあると思うので、もっと細かな掘り起こしというか、支援ができるような体制を何か考えていただきたい。	通訳介助員をはじめ、障がい者に適切に対応できる意思疎通支援者の養成・派遣は重要と考えています。市町村や関係機関等と連携するとともに、当事者からの意見も踏まえながら、人材の確保と資質向上に努め、支援体制の充実を図っていきます。	P44
12	保健・医療 (精神保健・医療施策)	認知症は障がい者計画の中には入らないが、今、65歳の5人に1人は認知症になる。その人たちが社会生活をし、それは障がいであり、その人たちのことも入れないと本当の障がい者計画ではないのではないのか。	主な取組の(2)多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の整備に以下を追記します。 ○認知症に関する情報を一元的に発信するサイト「おおいた認知症情報サイトおれんじ」等を通じて、認知症に関する正しい知識や各種相談窓口をわかりやすく周知します。 ○かかりつけ機能に加えて地域の医療機関と日常的に連携する専門職の認知症対応力を向上させるための研修を引き続き実施します。	P56

令和5年度第2回障害者施策推進協議会(11.22)委員意見に関する反映状況一覧

資料3

No	項目	発言の要旨	計画への反映方針	該当P
13	教育	主な取組の『「摂食指導の手引き 実践編」を活用した、摂食に関する研修の実施』とあるが、これは前計画の中で既に取り組みされており、一歩進んで、例えば協議会の立ち上げといった何か実効性のある取り組みを検討しているのか。	本計画における「食の安心・安全」は、特別支援学校における給食等での摂食事故を防止するための取組を想定しているところです。摂食に関わる安全性の確保のための嚥下・アレルギー対応・事故対応等を盛り込んだ「摂食指導の手引き 実践編」の内容については、各学校で確実に定着を図りつつ、新入生等への対応や新採用教員等への研修も確実にを行う必要があり、引き続き重点的な取組として継続することで食の安心・安全の徹底を図ります。	P62
14	教育	有機農業、有機野菜みたいなものを県が推進することによって、障がい者の本当の意味での安全安心な給食体制ができるのではないかと考えており、この推進を農業推進と併せて考えてほしい。		
15	雇用・就労	就職の場合だったら、働く環境、一緒に働く職場の健常者の方たちがどれぐらい理解してやるかということが一番大切なことなので、就労を数値的に上げていくことも大切かもしれないが、働く場のご理解、障がい者のご理解が進めば定着も上がってくると思う。 家族としては、そのグループの特性だとかを皆さんがご理解していただけるようになると聞いて、暮らせますし、働く環境でも続けられるということになっていると思うので、その辺も力を入れて計画してほしい。	障がい者雇用アドバイザーが障がいの特性等に配慮しながら企業とのマッチングに取り組むことや、就職後の職場定着支援に取り組むことについても施策の方向①に記載しています。 また、定期情報誌の発行等により、企業に対して障がい者雇用の理解促進を図ることについて、主な取組に記載しています。	P66 ～ 67
16	雇用・就労	精神障がいは外見ではわかりにくいので、就労に移行してその後、定着のところまで考えると、もうちょっと充実させたらいいのではないか。	就職後の障がい者と企業双方の相談支援を行う障がい者定着支援アドバイザーの配置により職場定着を推進することについて、第5節の3の主な取組に記載したところです。	P70
17	雇用・就労	ただ就労を目指すのではなく、企業の方にこういう施設がありますというアピールで就労に結びつくということもある。知的障がい者の方も健常者に負けないぐらいの作業ができるのを、もうちょっと一般の人たちにアピールできたらそれが就労に繋がればいいんじゃないか。	障がい者就労施設からの物品等の発注について、従来の障害者優先調達推進法に基づく公的部門における取組に加え、民間企業に対しても積極的に働きかけを行うことについて、今回新たに第5節の3に記載したところです。	P70

令和5年度第2回障害者施策推進協議会(11.22)委員意見に関する反映状況一覧

資料3

No	項目	発言の要旨	計画への反映方針	該当P
18	生活環境、防災等	障がい者の要配慮者についてはリスクをあげているだけで、具体的な、誰がどの人を救命するかということは全く現実的にはできていないので、一人一人の命をどういうふうに救済していくかという具体案を我々が考えていってあげないと、障がい者の方々、自分で逃げると言ってもなかなか難しい。	今後とも、個別避難計画に取り組む市町村を支援していきます。 なお、今年度は新たに、計画作成の進め方のアドバイスや、福祉専門職や地域の支援者などの関係者間の連携をコーディネートするための専任職員を県社会福祉協議会に配置するなど、支援の充実に努めます。	P96
19	生活環境、防災等	要配慮者名簿について、変更は本当に自分が申請しないといけないというのだったら、それを知らせてほしい。 何かそういうきちとした制度作りというか、みんなで考えられるような発信をぜひ行政の方にはしていただきたい。		
20	生活環境、防災等	精神科の災害拠点病院の選定について、選定するだけじゃなくてその先に連携をすとか、トリアージ訓練すとか、そういうのをぜひ検討していただきたい。	施策の方向について、下記のとおり追記します。 災害時において、被災地内の精神科病院の患者を受け入れる災害拠点精神科病院を整備します。 →災害時において、被災地内の精神科病院の患者を受け入れる災害拠点精神科病院を整備するとともに、訓練等を通じて、災害時の患者の受入れや搬出手順及び他の機関との連携など、実災害時の対応力向上を図ります。	P97